

事務連絡
令和6年1月15日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和5年度被害者保護増進等事業費補助金（介護職員等緊急確保事業）
公募について（周知）

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車事故による重度後遺障害者が、障害者支援施設又はグループホームでの生活を継続していくためには、それらの施設において、また、在宅での生活を継続していくためには重度訪問介護や居宅介護を提供する事業所において、適切に人材配置が行われ、必要なサービスを受けられることが必要です。

国土交通省では、これらの事業所での人手不足は深刻であることから、年度末にかけて人件費の補助を集中的に行うことで、自動車事故被害者の受入に十分な数の職員を確保し、安定してサービスを受けられる環境を整備することとしています。

別添のとおり、令和6年1月15日（月）～令和6年3月1日（金）の間、当該事業に係る公募を行うとの連絡があったことから、補助対象事業者への周知に御協力をお願いいたします。

【補助対象事業者】

- ・ 障害者支援施設
- ・ グループホーム
- ・ 重度訪問介護または居宅介護事業所

なお、具体的な補助の要件等、当該事業に関する問合せは、事務局において、e-mail又は電話にて受け付けておりますので、この点も併せて周知をお願いいたします。

自動車事故被害者受入環境事業（被害者保護増進等事業費補助金）に関する問い合わせ先
自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（介護職員等緊急確保事業）
電話：050-3092-1583
e-mail：kaigogyokuin@koutsujiko-mlit.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 御中

国土交通省自動車局保障制度参事官室

令和5年度被害者保護増進等事業費補助金（介護職員等緊急確保事業）
公募について（周知依頼）

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しております。

自動車事故による重度後遺障害者が、障害者支援施設又はグループホームでの生活を継続していくためには、それらの施設において、また、在宅での生活を継続していくためには重度訪問介護や居宅介護を提供する事業所において、適切に人材配置が行われ、必要なサービスを受けられることが必要です。

国土交通省では、これらの事業所での人手不足は深刻であることから、年度末にかけて人件費の補助を集中的に行うことで、自動車事故被害者の受入に十分な数の職員を確保し、安定してサービスを受けられる環境を整備することとしています。

別添のとおり、令和6年1月15日（月）～令和6年3月1日（金）の間、公募を行います。つきましては、地方自治体及び障害者支援施設、グループホーム、重度訪問介護訪問介護または居宅介護事業所等に対して、本補助事業公募にかかるご案内・周知にご協力をお願い申し上げます。また、公募のご案内、プレス資料等を添付いたしますので御省におかれましても、報道発表のご協力をお願い致します。

本補助事業の詳細等につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

記

1. 送付資料

別紙1：国土交通省プレス発表資料（A4 1page）

別紙2：公募要領（A4 8page（両面印刷））

2. お問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 自動車局 保障制度参事官室（担当：山本、佐々木、福田）

電話：03-5253-8111（内線：41418） 03-5253-8580（直通）

e-mail：hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp